

介護予防・日常生活支援総合事業 の報酬改定について

～ 令和3年4月1日改定 ～

西宮市

基本報酬

介護予防ケアマネジメント

<改定前> 431単位 ⇒ <改定後> 438単位

予防専門型訪問サービス

(I) 週1回程度	1, 172単位 ⇒ 1, 176単位
(II) 週2回程度	2, 342単位 ⇒ 2, 349単位
(III) 週2回を超える程度	3, 715単位 ⇒ 3, 727単位

家事援助限定型 訪問サービス

(I) 週1回程度	938単位 ⇒ 941単位
(II) 週2回程度	1, 874単位 ⇒ 1, 879単位
(III) 週2回を超える程度	2, 972単位 ⇒ 2, 982単位

予防専門型通所サービス

要支援1・事業対象者	1, 655単位 ⇒ 1, 672単位
要支援2	3, 393単位 ⇒ 3, 428単位

基本報酬

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスにおいて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。
- 上乗せとなる単位数は、所定の単位数に1000分の1001を乗じて算出することとし、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行うが、上乗せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。

介護予防ケアマネジメント

委託連携加算

○ 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

<現行>

介護予防小規模多機能型
居宅介護事業所連携加算
300単位／月

<改定後>

⇒ 廃止

なし

⇒ 委託連携加算 300単位／月

介護予防ケアマネジメント

運営等基準の改定事項

○原則として介護予防支援に準じ、次の事項について改定となります。詳細は、介護給付費分科会や本日の介護予防支援の資料を確認してください。

- ① 感染症対策の強化
- ② 業務継続に向けた取組の強化
- ③ 人員配置基準における両立支援への配慮
- ④ ハラスメント対策の強化
- ⑤ 会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用
- ⑥ 利用者への説明・同意等に係る見直し
- ⑦ 員数の記載や変更届出の明確化
- ⑧ 記録の保存等に係る見直し
- ⑨ 運営規程等の掲示に係る見直し
- ⑩ 高齢者虐待防止の推進

予防専門型通所サービス

生活機能向上連携加算

- 生活機能向上連携加算について、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が、サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。（生活機能向上連携加算（Ⅰ））
 - ・ 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
 - ・ 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。

<現行>

生活機能向上連携加算
200単位／月

<改定後>

⇒ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位／月（新設・3月に1回）
生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位／月

予防専門型通所サービス

口腔・栄養スクリーニング加算

○介護職員等による口腔スクリーニングの実施を新たに評価する。

<口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)>

- ・従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること(栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可)。

<口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)>

- ・従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること(栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能)。

<現行>

栄養スクリーニング加算 5単位／回 ⇒ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)

<改定後>

20単位／回(新設、6月に1回)

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)

5単位／回(新設、6月に1回)

予防専門型通所サービス

口腔機能向上加算

○ 口腔機能向上加算について、LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。(口腔機能向上加算(Ⅱ))

- ・ 口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

<現行>

口腔機能向上加算 150単位／月 ⇒ 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位／月

<改定後>

口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位／月

(新設、3月以内、月1回)

予防専門型通所サービス

栄養アセスメント加算

○ 管理栄養士と介護職員等の連携による栄養アセスメントの取組を新たに評価する。

- ・事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ・利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- ・利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

<現行>

なし

<改定後>

⇒

栄養アセスメント加算 50単位／月(新設)

予防専門型通所サービス

栄養改善加算

○ 栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から、栄養改善加算について、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問することを新たに求める。

- ・事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ・利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ・利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ・利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

<現行>

栄養改善加算 150単位／月 ⇒ 200単位／月

<改定後>

予防専門型通所サービス

科学的介護推進体制加算

○ 事業所の利用者に係るデータ(ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等)をLIFEで提出してフィードバックを受け、事業所単位でのPDCAサイクル・ケアの質の向上の取組を推進することを新たに評価する。

- ・利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ・サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するためには必要な情報を活用していること。

＜現行＞

なし

＜改定後＞

⇒ 科学的介護推進体制加算 40単位／月(新設)

予防専門型通所サービス

サービス提供体制強化加算

- サービスの質の向上や職員のキャリアアップを推進する観点から、より介護福祉士の割合が高い、又は勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合が一定以上の事業者を評価する新たな区分を設ける(加算Ⅰ:新たな最上位区分)。
- 勤続年数要件について、より長い勤続年数の設定に見直すとともに、介護福祉士割合要件の下位区分、常勤職員割合要件による区分、勤続年数要件による区分を統合し、いずれかを満たすことを求める新たな区分を設定する。(加算Ⅲ:改正前の加算Ⅰ口、加算Ⅱ相当)。
- 改正前の最上位区分である加算Ⅰイ(介護福祉士割合要件)は加算Ⅱとして設定。

予防専門型通所サービス

サービス提供体制強化加算

＜現行＞

○要支援1・事業対象者

(I)イ 72単位／月

(I)ロ 48単位／月

(II) 24単位／月

＜改定後＞

⇒ (I) 88単位／月(新設)

(II) 72単位／月

(III) 24単位／月(区分を統合)

○要支援2

⇒ (I) 176単位／月(新設)

(I)イ 144単位／月

(II) 144単位／月

(I)ロ 96単位／月

(II) 48単位／月

(III) 48単位／月(区分を統合)

共通事項

(予防専門型訪問サービス、家事援助限定型訪問サービス、
予防専門型通所サービス)

- 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)について、廃止する。ただし、令和3年3月末時点で同加算を算定している事業者については、令和4年3月までの間に限り算定できることとする経過措置を設ける。

- 同一建物減算の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理について、減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、減算の適用前(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)の単位数を用いることとする。

予防専門型通所サービス

運営等基準の改定事項（1/2）

○原則として（地域密着型）通所介護に準じ、次の事項について改定となります。詳細は、介護給付費分科会や3/22に兵庫県と共に共催した又は本日の報酬改定説明会等の資料を確認してください。

- ① 感染症対策の強化
- ② 業務継続に向けた取組の強化
- ③ CHASE・VIST情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ④ 人員配置基準における両立支援への配慮
- ⑤ ハラスメント対策の強化
- ⑥ 会議や多職種連携におけるICTの活用
- ⑦ 利用者への説明・同意等に係る見直し
- ⑧ 員数の記載や変更届出の明確化
- ⑨ 記録の保存等に係る見直し
- ⑩ 運営規程等の掲示に係る見直し

予防専門型通所サービス

運営等基準の改定事項（2/2）

○原則として（地域密着型）通所介護に準じ、次の事項について改定となります。詳細は、介護給付費分科会や3/22に兵庫県と共に共催した又は本日の報酬改定説明会等の資料を確認してください。

- ⑪ 高齢者虐待防止の推進
- ⑫ 認知症に係る取組の情報公表の推進
- ⑬ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- ⑭ 災害への地域と連携した対応の強化
- ⑮ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け
- ⑯ 通所介護における地域等との連携の強化

予防専門型訪問サービス 家事援助限定型訪問サービス

運営等基準の改定事項 (1/2)

○原則として訪問介護に準じ、次の事項について改定となります。詳細は、介護給付費分科会や3/22に兵庫県と共に共催した報酬改定説明会等の資料を確認してください。

- ① 感染症対策の強化
- ② 業務継続に向けた取組の強化
- ③ C H A S E ・ V I S I T 情報の収集・活用とP D C A サイクルの推進
- ④ 人員配置基準における両立支援への配慮
- ⑤ ハラスメント対策の強化
- ⑥ 会議や多職種連携におけるI C T の活用
- ⑦ 利用者への説明・同意等に係る見直し
- ⑧ 員数の記載や変更届出の明確化

予防専門型訪問サービス 家事援助限定型訪問サービス

運営等基準の改定事項 (2/2)

- 原則として訪問介護に準じ、次の事項について改定となります。詳細は、介護給付費分科会や3/22に兵庫県と共に共催した報酬改定説明会等の資料を確認してください。
- ⑨ 記録の保存等に係る見直し
- ⑩ 運営規程等の掲示に係る見直し
- ⑪ 高齢者虐待防止の推進
- ⑫ 認知症に係る取組の情報公表の推進
- ⑬ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

総合事業の報酬改定

- 詳細については、本市ホームページ内
(事業者向け)介護予防・日常生活支援総合事業について
に掲載しています。

市ホームページ 事業者向け情報 → 介護保険サービス事業者関連情報 →
→ 介護保険サービス事業者に関する手続き・申請 → (事業者向け)介護予防・日常生活支援総合事業について

西宮市 NISHINOMIYA CITY

にしのみや マート手続きナビ 音声読み上げ・文字拡大 Multilingual よくあるご質問 サイトマップ 検索

暮らし・手続き 子育て・教育 交通・環境・まちづくり 健康・福祉 文化・スポーツ・観光 市政情報

現在のページ [トップページ](#) > [事業者向け情報](#) > [介護保険サービス事業者関連情報](#) > [介護保険サービス事業者に関する手続き・申請](#) >
(事業者向け) 介護予防・日常生活支援総合事業について

または市のトップページから
18014213 で検索

(事業者向け) 介護予防・日常生活支援総合事業について

更新日：2020年4月1日 ページ番号：18014213 [ツイート](#)

目次

説明会資料	Q&A	事業所検索
各サービスの手続き	運営規程等の趣旨	マスター・サービスコード表
手引き	通知	要綱・要領

介護保険サービス事業者に関する手続き・申請

- 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等受診支援事業(介護保険サービス事業者)
- 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業(介護保険サービス事業者)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護支援事業

質問にお答えします！



【重要】 報酬改定に伴うサービスコードの変更

- 令和3年4月利用分から、報酬改定後の新たなサービスコードにより請求を行ってください。
- 報酬改定後の新たなサービスコード表及びサービスコードマスタは、4月中旬に本市ホームページ(ページ番号: 18014213)に公開予定としています。ダウンロードして使用してください。

市ホームページ 事業者向け情報 → 介護保険サービス事業者関連情報 →
→ 介護保険サービス事業者に関する手続き・申請 →
→ (事業者向け)介護予防・日常生活支援総合事業について

報酬改定に伴う変更届について

○運営規程の記載について

全ての介護サービス事業者を対象に、「虐待の防止のための措置に関する事項」について、運営規程に定める必要があります。当該規定を、運営規程に定める場合は、本市への変更の届出は不要です。

ただし、営業時間の変更など、変更届の添付書類に運営規程を要する届出がある場合は、新しい運営規程を添付し、届け出てください。

改正に伴う加算届出の提出について

西宮市
NISHINOMIYA CITY

新型コロナウイルス感染症関連情報

今後、令和3年度介護保険制度改正に伴う
届出に必要な様式等を掲載しますので、
必ずご覧ください。
4月算定分は、提出期限は4月15日(木)です。

新型コロナワクチン接種
コールセンター
受付：9時～17時30分
※3月1日より開始
0570 097 724

医療相談
受付：平日 9時～17時30分
土日祝日 9時～16時
0798 26

兵庫県警戒フェーズ

小康期 警戒期 増加期 拡大期1 拡大期2 感染拡大特別期

早引き インデックス

QUICK NAVI

証明書 戸籍・住民票 脱金 年金・保険 相談・支援 高齢者 障害者 上下水道 ごみ よくある質問

印鑑登録

人生の出来事 インデックス

LIFE EVENTS

結婚・離婚 旺塚・出産 子育て 教育 就職・退職 引越し おくやみ

市役所・支所周辺案内
ACCESS MAP

事業者向け情報
BUSINESS IN NISHINOMIYA

検索

事業者向け情報から
介護保険サービス事業者関連情報
>介護保険サービス事業者に関する手続き・申請>「介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書の提出について」

または市のトップページから
45069250 で検索

問い合わせ先

要介護認定 事業対象者の特定 サービス計画届出書	高齢福祉課 (0798-35-3133・3348)
給付管理	介護保険課 (0798-35-3048)
事業者指定・加算や減算の届出	法人指導課 (0798-35-3152)
事業者指導	法人指導課 (0798-35-3082)
介護予防・生活支援員養成研修	福祉のまちづくり課 (0798-35-3135)